

令和2年6月1日

特定商取引法違反の連鎖販売業者に対する取引等停止命令（3か月）及び指示並びに当該業者の代表取締役等2名に対する業務禁止命令（3か月）について

- 消費者庁は、「PARADOX」と称する英会話教材を販売する連鎖販売業者である株式会社doroguba（ドログバ）（本社：大阪市）（以下「同社」といいます。）に対し、令和2年5月29日、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」といいます。）第39条第1項の規定に基づき、令和2年5月30日から令和2年8月29日までの3か月間、連鎖販売取引に係る取引の一部等（勧誘（勧誘者に行わせることも含みます。申込受付も同じ。）、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました（以下「本件取引等停止命令」といいます。）。
- あわせて、同社に対し、特定商取引法第38条第1項の規定に基づき、今回の行為の発生原因について調査分析の上検証することなどを指示しました。
- また、消費者庁は、同社の代表取締役新田裕亮及び同社の業務に従事する三浦巧人に対し、特定商取引法第39条の2第1項の規定に基づき、令和2年5月30日から令和2年8月29日までの3か月間、本件取引等停止命令により取引等の停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務を新たに開始すること（当該業務を含む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。

1 処分対象事業者

- (1) 名 称：株式会社doroguba（ドログバ）
（法人番号：7120001171128）
- (2) 本店所在地：大阪市福島区福島一丁目1番12号
- (3) 代 表 者：代表取締役 新田 裕亮（にった ゆうすけ）
- (4) 設 立：平成24年6月4日
- (5) 資 本 金：1000万円
- (6) 取 引 類 型：連鎖販売取引

(7) 取扱商品等：英会話教材等

2 特定商取引法に違反する行為

- (1) 氏名等の明示義務に違反する行為（勧誘目的の不明示）（特定商取引法第33条の2）
- (2) 勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りしない場所における勧誘（特定商取引法第34条第4項）
- (3) 書面の交付義務に違反する行為（不交付）（特定商取引法第37条第1項）
- (4) 断定的判断の提供（特定商取引法第38条第1項第2号）

3 同社に対する本件取引等停止命令及び指示の詳細は別紙1、新田裕亮及び三浦巧人に対する業務禁止命令の詳細は別紙2及び3のとおりです。

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。
<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

(別紙1)

株式会社doroguba（ドログバ）に対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社doroguba（ドログバ）（以下「同社」という。）は、英会話スクールを運営し、「PARADOX」と称する英会話教材（以下「本件商品」という。）を販売する事業を行い、「ボーナス」と称する紹介料等を收受し得ることをもって、本件商品の販売のあっせんをする者（以下「会員」という。）を誘引し、その者と本件商品の購入を伴う本件商品の販売に係る取引を行っている。当該紹介料等は特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第33条第1項に規定する特定利益に該当し、本件商品の購入は同項に規定する特定負担（以下「特定負担」という。）に該当することから、同社は同項に規定する連鎖販売業を行っている。

2 処分の内容

(1) 取引等停止命令

同社は、令和2年5月30日から令和2年8月29日までの間、連鎖販売業に係る連鎖販売取引（特定商取引法第33条第1項に規定する連鎖販売取引をいう。以下同じ。）のうち、次の取引等を停止すること。

ア 同社の行う連鎖販売取引について勧誘を行い、又は同社が統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者（特定商取引法第33条の2に規定する勧誘者をいう。以下「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。

イ 同社の行う連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に当該取引に係る契約の申込みを受けさせること。

ウ 同社の行う連鎖販売取引についての契約を締結すること。

(2) 指示

勧誘者は特定商取引法第33条の2に規定する氏名等の明示義務に違反する行為（勧誘目的の不明示）、同法第34条第4項の規定により禁止される勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りしない場所における勧誘及び同法第38条第1項第2号の規定に該当する連鎖販売業に係る連鎖販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその連鎖販売業に係る連鎖販売契約の締結について勧誘をする行為を、同社は同法第37条第1項に規定する書面の交付義務に違反する行為（不交付）をしている。かかる行為は、特定商取引法の規定に違反

し、又は同法に規定する指示対象行為に該当するものであることから、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、当該行為の再発防止策及び社内のコンプライアンス体制を構築して、これを同社の役員、同社の業務に従事する者及び会員に、前記（１）の取引等停止命令に係る取引等を再開するまでに周知徹底すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第 38 条第 1 項及び第 39 条第 1 項

4 処分の原因となる事実

同社及び勧誘者は、以下のとおり、特定商取引法に違反し、又は同法に規定する指示対象行為に該当する行為をしており、消費者庁は、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

（１）氏名等の明示義務に違反する行為（勧誘目的の不明示）（特定商取引法第 33 条の 2）

勧誘者は、遅くとも平成 30 年 4 月以降、本件商品を販売する同社の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引（以下「本件連鎖販売取引」という。）をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「将来のことどう考えてる。」、「今俺は、福島区にあるドログバという会社が主催する、英会話を基にしたビジネスに参加している。」、「このビジネスは人脈も増えてお金も入る。」、「俺よりも上の人に聞いた方が理解できると思うから、話だけでも聞いてくれ。」、「英会話スクールとちょっとしたビジネスにつながることをやっている。」、「一石二鳥だから一緒にやらないか。」などと告げるのみで、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨を明らかにしていない。

（２）勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りしない場所における勧誘（特定商取引法第 34 条第 4 項）

勧誘者は、遅くとも平成 30 年 4 月以降、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに、電話又は電磁的方法により誘引した者に対し、公衆の出入りしない場所である同社の事務所等において、当該契約の締結について勧誘をしている。

（３）書面の交付義務に違反する行為（不交付）（特定商取引法第 37 条第 1

項)

同社は、遅くとも平成30年9月以降、同社の連鎖販売業に係る本件商品の販売のあっせんを店舗その他これに類似する設備（以下「店舗等」という。）によらないで行う個人であって、本件連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者とその特定負担についての契約を締結しようとするとき、その契約を締結するまでに、その連鎖販売業の概要について記載した書面を交付していない。

(4) 断定的判断の提供（特定商取引法第38条第1項第2号）

勧誘者は、遅くとも平成30年8月以降、同社の統括する一連の連鎖販売業に係る本件商品の販売のあっせんを店舗等によらないで行う個人を相手方として、本件連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘をするに際し、「絶対に儲かる。」などと告げ、もって本件連鎖販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供している。

5 勧誘事例

【事例1】（氏名等の明示義務に違反する行為（勧誘目的の不明示）及び勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りしない場所における勧誘）

平成30年4月、会員Zは、消費者Aのスマートフォンに「将来のことどう考えてる。」などとメッセージを送った後、将来について何も考えていない旨返答したAに対し、「今俺は、福島区にあるドログバという会社が主催する、英会話を基にしたビジネスに参加している。」「このビジネスは人脈も増えてお金も入る。」「俺よりも上の人に聞いた方が理解できると思うから、話だけでも聞いてくれ。」などとメッセージを送り、Aから、同社の事務所で、Zが「上の人」と称する人物にAを引き合わせる約束を取り付けた。

その数日後（同月中）、Zは、Aと駅で合流すると、Aを、同社と関係のない一般人が出入りすることがない場所である同社の事務所に連れて行った。ここまでの時点で、Zが、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨をAに告げたことはなかった。Zが、会員YをAに紹介した後、Yは、Aに対し、「ドログバでは英会話教室をやっている、人を紹介するとお金が入るボーナスプランがある。」「会社は、始まって2、3年なので、まだまだこれから伸びていく。」「英会話の教材費10万円と、月1万円の月謝を前払いで2ヶ月分の合計12万円を払うとドログバの会員として登録されてビジネスに参加することができる。」「教材

費は本当は30万円だが、会員数が一定数いくまでは人を増やしたいので教材費を10万円にするキャンペーンをやっている。」「俺たちは30万円払って入ったが今入った方が安いから絶対良い。」「これくらい呼んだら月謝代になるよ。」「これくらい呼んだら英会話の勉強をしながらお金が入るよ。」などと人を何人か紹介してその人が入会すると利益も得られる旨告げ、Aは、その日のうちに、同社と本件連鎖販売取引に係る契約の申込みを行い、その後同月中に当該契約を締結した。

【事例2】（氏名等の明示義務に違反する行為（勧誘目的の不明示）及び勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りしない場所における勧誘）

平成30年7月又は8月、会員Xは、電話により消費者Bを飲食店に誘い出し、Bに会員Wを紹介した。Wは、Bに対し、「英会話スクールとちよつとしたビジネスにつながることをやっている。」などと告げ、さらに、当該ビジネスについて、「紹介者を出してその利益を還元するビジネスである」などと告げた上で、「一石二鳥だから一緒にやらないか。」などと告げた。引き続き、Wは、Bに対し、「会員になればいつでも好きな時に受講できる。」「やりたい人は英会話だけをやれば良いし、ビジネスもできる。」「無料で英会話スクールの体験ができるので今度一緒に行こう。」などと告げて、Bを英会話スクールの無料体験（以下「無料体験」という。）に誘った。そして、XもBに対し、「やるならすぐにやった方が良いよ。」などと告げて、Bに無料体験を勧めたことから、Bはこれに参加することとした。後日、Bは、Xから、電話により、同年9月に実施予定の無料体験に参加するよう求められたことから、これを了承した。

当該無料体験当日、Xは、Bと車で合流すると、Bを、同社と関係のない一般人が出入りすることがない場所である同社の事務所に連れて行った。ここまでの時点で、Xが、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨をBに告げたことはなかった。Bが無料体験の受講を終えると、B及びXとは別に同社の事務所に既に来ていたWが、「上の人を紹介する。」などと言って、Bに対し、会員Vを紹介した。その際、Vは、Bに対し、「1か月1万円の授業料で好きなだけ英会話の授業が受けられる。」「紹介者を2人か3人出すと授業料と同じくらいのお金がもらえるので実質的に授業料が無料になる。」「更にその紹介者が何人か別の人を紹介するとお金がもらえるので、教材費が段々と還元されていく。」「多い人は年収700万円稼ぐ人もいる。」「最初に教材費10万円と月々1万円の授業料2か月分の合計12万円の登録料を払うとドログバの会員とし

て登録される。」、「教材費は本来は30万円だけど今はキャンペーン中なので10万円と安くなっている。」などと告げ、Bは、同日のうちに、同社と本件連鎖販売取引に係る契約の申込みを行い、当該契約を締結した。

【事例3】（氏名等の明示義務に違反する行為（勧誘目的の不明示）及び勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りしない場所における勧誘）

平成31年2月、消費者Cは、会員Uから、メッセージアプリにより、飲食店で会って食事をすることに誘われたため、Uと飲食店で会った。食事中、Uは、会員Tと会って話を聞いてほしい旨告げ、Cがこれを了承すると、Tを当該飲食店に呼び出した。Tの合流後、T及びUは、Cと共に当該飲食店を出て、Tが運転してきた自動車にCを乗せた。ここまでの時点で、T及びUが、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨をCに告げたことはなかった。

そして、Tは、同車内において、Cに対し、「自分はドログバという会社に所属している。」、「ドログバは、英会話スクールとネットワークビジネスを行っている。」、「ドログバの中のグループでクラブイベントを不定期に開催している。」などと告げるとともに、同社の英会話スクールでは、月に1万円を払うのみで何度も英会話のレッスンを受けることができること、ネットワークビジネスを並行して行っていることなどを説明しながら他の英会話スクールよりも多くの利点があることを強調した上で、「人を紹介することで人脈が広がる。」、「稼げるから一緒にやらないか。」などと告げた上で、Cに対し、同社の事務所で会員の話を聞くよう告げ、Cはこれに同意した。

その1週間後（同月中）、Tは、Cと飲食店で合流した後、同社の事務所にCを連れて行き、Cに会員Sを紹介した。その際、Sは、Cに対し、「英会話の教材費10万円とサポート料2ヶ月分2万円の合計12万円を払えば入会できる。」、「英会話のレッスンは毎日やっているので会員になればいつでも受けられる。」、「人を紹介すると報酬が支払われる。」、「人を紹介して自分のコミュニティを広げてみたらどうか。」、「人脈を広げて行こうよ。」などと告げ、Cは、その日のうちに、同社と本件連鎖販売取引に係る契約のための申込みを行い、当該契約を締結した。

【事例4】（断定的判断の提供）

平成30年8月頃、会員Rは、電話により、消費者Dに対し、「権利収入について知ってるか。」と質問した後、知らない旨返答したDに対し、一定

の権利を持っていれば、それに応じて収入が発生するものである旨告げた。Dが興味を持つと、Rは、Dに対し、権利収入が得られる同社の仕組みについて説明するため、同社の関係者も交えて3人で会うことを提案し、Dと飲食店で面会をする約束をした。Rは、同年9月、飲食店において、Dに対し、会員Qを紹介したところ、Qは、Dに対し、10万円の本件商品を購入し、月謝1万円の英会話スクールの費用を数か月分支払って、会員になった上で、知人を勧誘し、同人が会員になると、一人につき1万円が支給されること、多くの人を勧誘し、会員の地位に係る階級が高くなるほど、毎月の収入として得られる金額が大きくなる旨告げるとともに、「絶対に儲かる。」などと告げた。Dは、絶対にもうかると言われたことなどから、その日のうちに、同社と本件連鎖販売取引に係る契約の申込みを行い、その後同月中に当該契約を締結した。

新田 裕亮に対する行政処分概要

1 名宛人

新田 裕亮 (以下「同人」という。)

2 処分の内容

同人は、令和2年5月30日から令和2年8月29日までの間、特定商取引に関する法律 (以下「特定商取引法」という。) 第33条第1項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引 (以下「連鎖販売取引」という。) に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること (当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。) を禁止する。

- (1) 連鎖販売取引について勧誘を行い、又は特定商取引法第33条第2項に規定する統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者 (同法第33条の2に規定する勧誘者をいう。以下「勧誘者」という。) に勧誘を行わせること。
- (2) 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に契約の申込みを受けさせること。
- (3) 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第39条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- (1) 消費者庁長官は、別紙1のとおり、株式会社 doroguba (ドログバ) (以下「同社」という。) に対し、特定商取引法第39条第1項に基づき、同社が行う連鎖販売取引の一部等を停止すべき旨を命じた。
- (2) 同人は、同社の役員であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

三浦 巧人に対する行政処分概要

1 名宛人

三浦 巧人（以下「同人」という。）

2 処分の内容

同人は、令和2年5月30日から令和2年8月29日までの間、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第33条第1項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引（以下「連鎖販売取引」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

- (1) 連鎖販売取引について勧誘を行い、又は特定商取引法第33条第2項に規定する統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者（同法第33条の2に規定する勧誘者をいう。以下「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。
- (2) 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に契約の申込みを受けさせること。
- (3) 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第39条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- (1) 消費者庁長官は、別紙1のとおり、株式会社doroguba（ドログバ）（以下「同社」という。）に対し、特定商取引法第39条第1項に基づき、同社が行う連鎖販売取引の一部等を停止すべき旨を命じた。
- (2) 同人は、同社に対し、取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者（特定商取引法第39条の2第1項に規定する役員）であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。